

建設工事成績評定の通知に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊東市建設工事成績評定基準（平成30年4月1日施行。以下「評定基準」という。）に基づき行う建設工事成績評定の通知に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(通知の時期及び方法)

第2条 建設工事成績評定の通知は、伊東市建設工事検査規程（平成30年伊東市告示第12号。以下「検査規程」という。）第10条に規定する工事完成認定書による通知に併せて、項目別評定表（別記様式）により受注者に通知するものとする。

2 前項の項目別評定表は、評定基準に規定する工事成績採点表を基に検査担当課が作成するものとする。

(説明請求等)

第3条 受注者は、前条の項目別評定表による建設工事成績評定の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、検査担当課に対し、評定の内容について文書により説明を求めることができる。

2 検査担当課は、前項の規定により説明を求められたときは、文書により受注者に回答するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以後に契約を締結する建設工事について適用する。